

地上デジタルテレビ放送
普及促進事業実施要領

平成27年4月

一般社団法人日本CATV技術協会

第1章 総則

第1条 (通則)

地上デジタルテレビ放送普及促進事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年制令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、電波法（昭和25年法律第131号）及び無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領の定めるところによる。

第2条 (目的)

この要領は、国の補助金により、福島第一原子力発電所事故に伴い原子力災害対策特別措置法に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」（以下「規制区域」という。）に指定された場所に帰還する世帯を対象に、地上デジタル放送送信環境整備事業に係る相談・支援、調査・分析等その他地上デジタルテレビ放送の円滑な推進のために特に必要な業務を円滑に実施し、地上デジタル放送受信環境の整備に資することを目的とする。

第3条 (事業の実施方法)

本事業の実施については、一般社団法人日本CATV技術協会（以下「協会」という。）が公募により実施法人を選定し、その業務を委託する。

第4条 (業務内容)

協会は、次の各号の業務を一の法人に委託する。

- (1) 訪問受信相談業務
- (2) 地上デジタル受信環境調査業務
- (3) 新たな難視地域等への受信対策支援業務

第5条 (業務受託者の要件)

協会により前条の業務を委託された法人（以下、「受託法人」という。）は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 協会が別途定める放射線に管理体制を整えていなければならない。
- (2) 協会が別途定める資格を有する者の配置があること。

第6条 (要員の配置等)

1 第4条の(1)および(2)の業務を実施するため、受託法人は総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター（以下「デジサポ福島」という。）事務所内に、次の各号の要員を配置するものとする。

- (1) 「固定要員」：固定要員は、受託法人または受託法人に出向している社員とする。
- (2) 「補助要員」：補助要員は固定要員を補助する者とする。

2 第4条の(3)の業務を実施するための要員については、第3章「新たな難視地域等への受信対策支援業務」で規定する。

第2章 訪問受信相談業務

第7条 (訪問受信相談業務)

受託法人は次の訪問受信相談業務を行うものとする。

- 1 当協会の指示を受け、速やかに相談者と連絡をとり、訪問日時について調整する。

- 2 地上デジタル放送の受信状態の確認調査ならびに周辺の受信状況を把握するため、相談者宅付近の数地点で電波測定車等により地上デジタル放送の受信状況調査を実施（除染されていない場所を除く）し、その結果をもとに地上デジタル放送に関する適切な受信指導を行う。
- 3 デジサポ福島に対する訪問受信相談結果の報告及び業務管理システムへの入力

第8条（訪問受信相談員の要件）

訪問受信相談を行う者は少なくとも1名は当協会が別途定める資格を有するとする。なお、相談員は、一般電器店、テレビ共同受信施設の施工・保守業者などに技術指導を行うことのできる技術力を有していなければならない。

第9条（訪問受信相談業務に使用する機材）

訪問受信相談業務に使用する標準の機材、工具類は表1のとおりとする。

第10条（訪問相談業務の実施方法）

- 1 訪問相談業務の実施方法については、別途協会が定める。
- 2 業務実施時における個人情報の管理については、厳重に行わなければならない。特に、個人情報の紛失、漏洩には十分注意するものとする。

第3章 地上デジタル受信環境調査業務

第11条（地上デジタル受信環境調査業務）

受信環境調査業務の業務内容は、別紙1の「地上デジタル受信環境調査業務の流れ」に従い、次のとおりとする。

- 1 当協会が策定した調査計画に基づき、指定された地域、調査地点を対象として、地上デジタルテレビ放送の受信環境を把握する。
- 2 受信状況調査
 - (1) 調査地点
 - (2) デジタル波の測定項目
 - 端子電圧
 - ビタビ復号後のビット誤り率
 - 受信画質評価（「○、×、△」の3段階評価）
 - 時間率マージンを考慮した（3dBアテネータ挿入時）受信画質評価
 - (3) その他
 - 受信アンテナ高は10mを基本とする。
 - 調査地点位置情報の取得、調査地点周辺状況写真の撮影などをする。
- 3 周辺状況調査
 - (1) 調査地区の平均的な個別受信設備実態の把握
 - (2) 調査地区の既存共聴およびケーブル設置状況の把握
 - (3) 受信点調査の実施
- 4 報告書の作成

報告書の書式は福島県地デジ推進協議会が定めるものとするが、それ以外の様式による報告を求めることがある。この場合はあらかじめ協会が指定する。
- 5 その他、受信環境調査業務に関する事項は、別途協会が定める。

第4章 新たな難視地域等への受信対策支援業務

第12条 (新たな難視地域等への受信対策支援業務)

- 1 新たな難視地域等への受信対策業務として、次の業務を実施するものとする。
 - (1) 共聴新設や高性能等アンテナ対策等に関する受信点調査等
 - (2) 福島県地上デジタル放送推進協議会（以下「地域協議会」という）、市町村等の地方公共団体、地元代表者、共聴組合等（以下、関係者等）が開催する難視地区対策に関する会議や説明会への対応
 - (3) 対策工事ならびに助成金申請等に関する支援・相談対応
 - (4) 委託業務に関する進捗管理（現地状況の把握、データベースへの入力を含む）
 - (5) 委託業務に付随する事務処理業務 等
- 2 受託法人は、「難視対策助成制度窓口」を開設し、受信者や関係者等からの電話相談に応じるものとする。
- 3 別図1に「高性能等アンテナ対策」、別図2に「共聴新設」、別図3に「CATV加入対策」、の実施支援フローをそれぞれ示す。
- 4 各種支援業務は、それぞれ別途定める各実施要領書により実施する。

附則

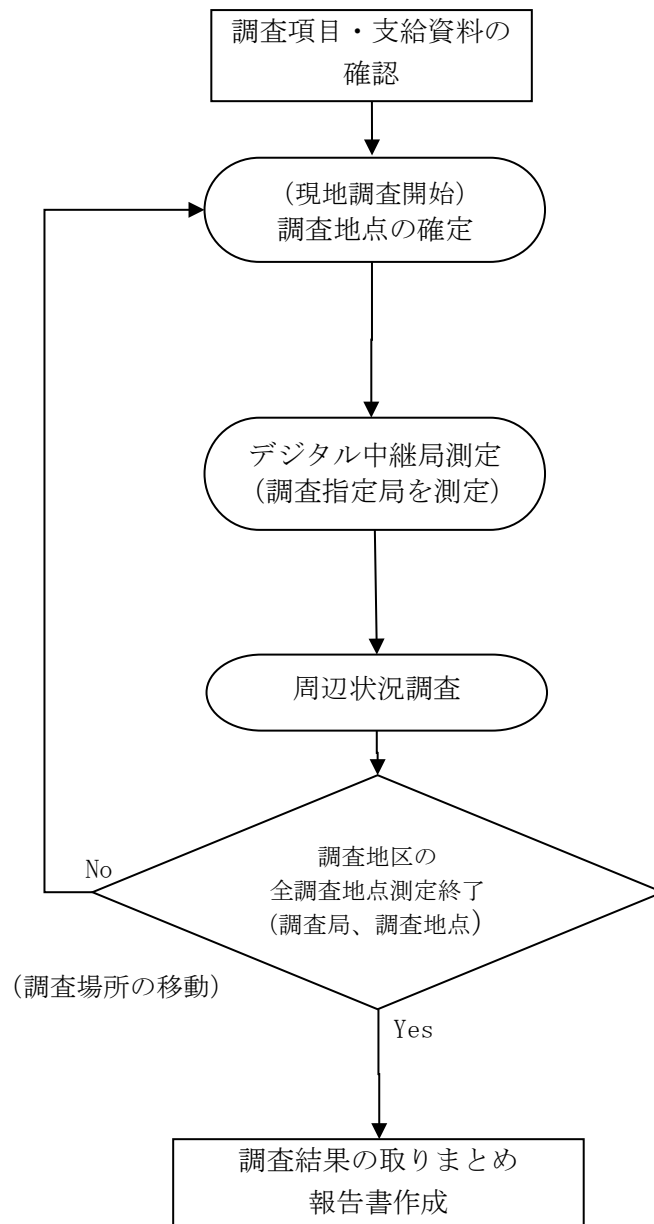
この要領は、平成27年4月23日から施行する。

この実施要領は、今後必要に応じて修正することがあります。
ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。

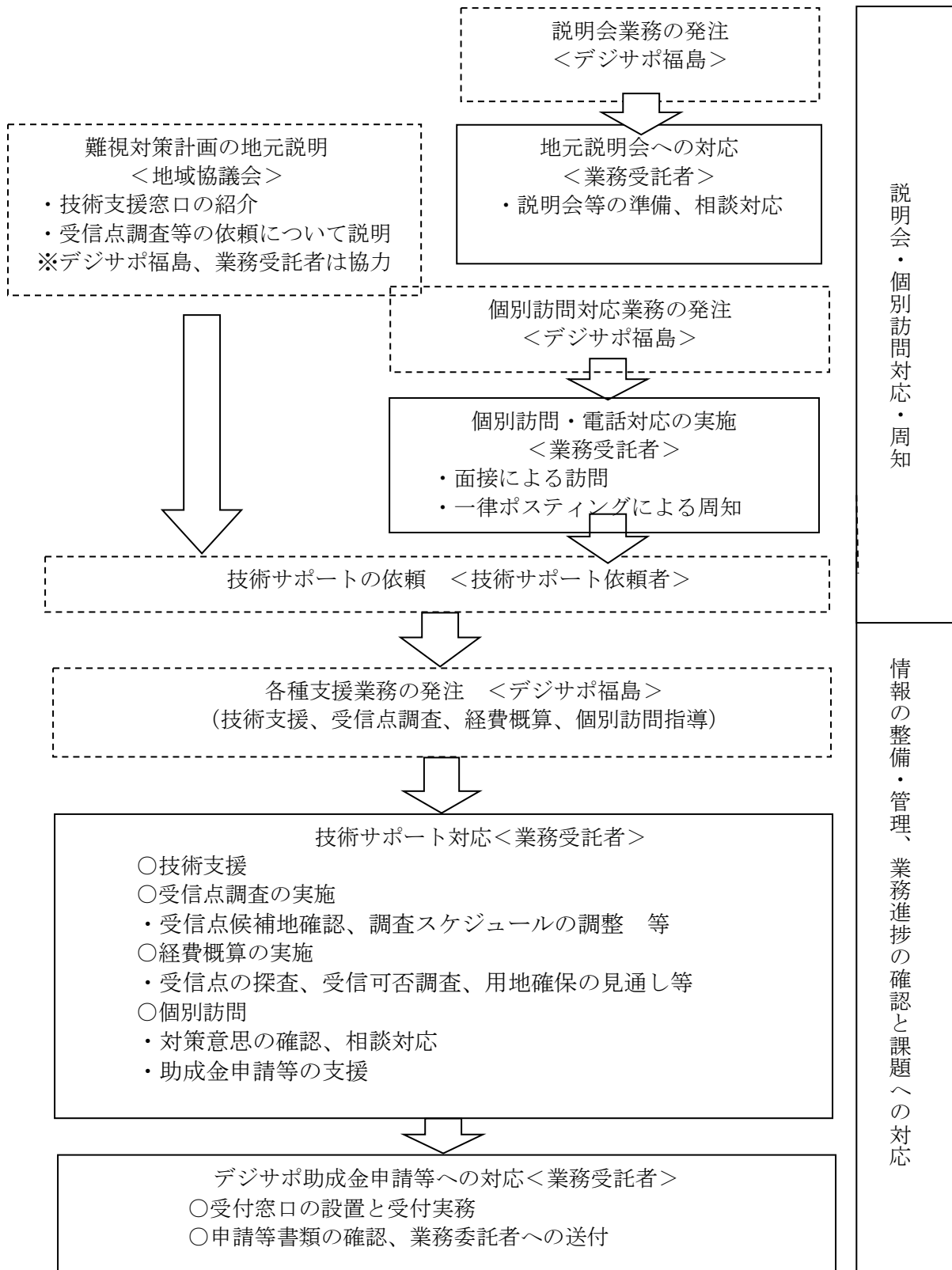
表 1 個別受信相談業務に必要な標準機材表

機 材 名	所 要 性 能
1. デジタル受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタルテレビ受信機（サイズ15型以上）
2. 測定器関係	<ul style="list-style-type: none"> ・UHF (470～770MHz) ・受信端子電圧、BER、C/N が測定可能 ・ブースター発振等の受信障害の訪問調査にはスペクトラムアナライザを使用 ・デジタル混信（SFN 混信、DD 混信）による訪問調査には ISDB-T 信号アナライザを使用
3. ブースター	<ul style="list-style-type: none"> ・受信指導用 家庭用UHFブースター（UVブースターも可） 利得 25～30dB、雑音指数 1.5～3dB 程度 ・調査用UHFブースター（電気的特性が既知の機種） 利得 20～30dB 程度、雑音指数 1.5～3dB 程度
4. 電波測定車 （継ぎ足しポール）	<ul style="list-style-type: none"> ・電動式、10mまたはその機能を有すること （携帯用、1m、10本組 相当）
5. 調査用アンテナ	<ul style="list-style-type: none"> ①UHF 13～62ch 全帯用 （20素子、利得8～13dB 前後比17dB） ②高性能アンテナ
6. 工具	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用、10点セット
7. GPS	<ul style="list-style-type: none"> ・カーナビゲーションで緯度経度表示可能なものか、携帯用GPS （受信状況調査する地点位置を把握）
8. デジタルカメラ	<ul style="list-style-type: none"> 設備、測定風景、周辺状況等を記録するデジタルカメラ
9. 携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・調査宅の個人情報を取得するため インターネットへの接続機能があるもの
10. 消耗品 （受信指導用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールテープ ・同軸ケーブル(S5C-FB、S-4CFB および同等品) ・整合器（75\leftrightarrow300Ω）、分配器 ・F型接栓(3C、5C、中間、S-4CFB用) ・BS/UV分波器、UV分波器、電池 ・フィルターなど

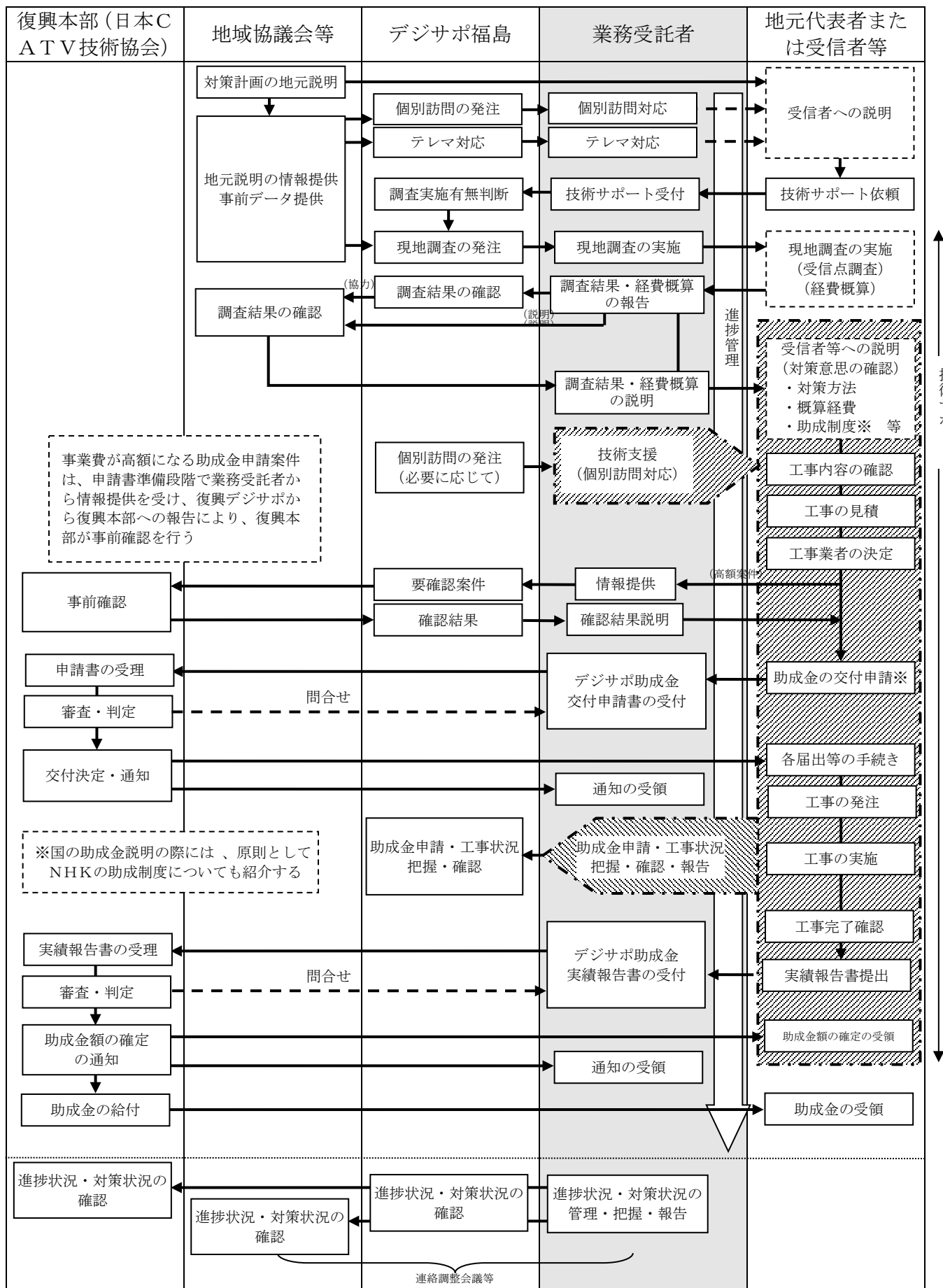
地上デジタル受信環境調査業務の流れ



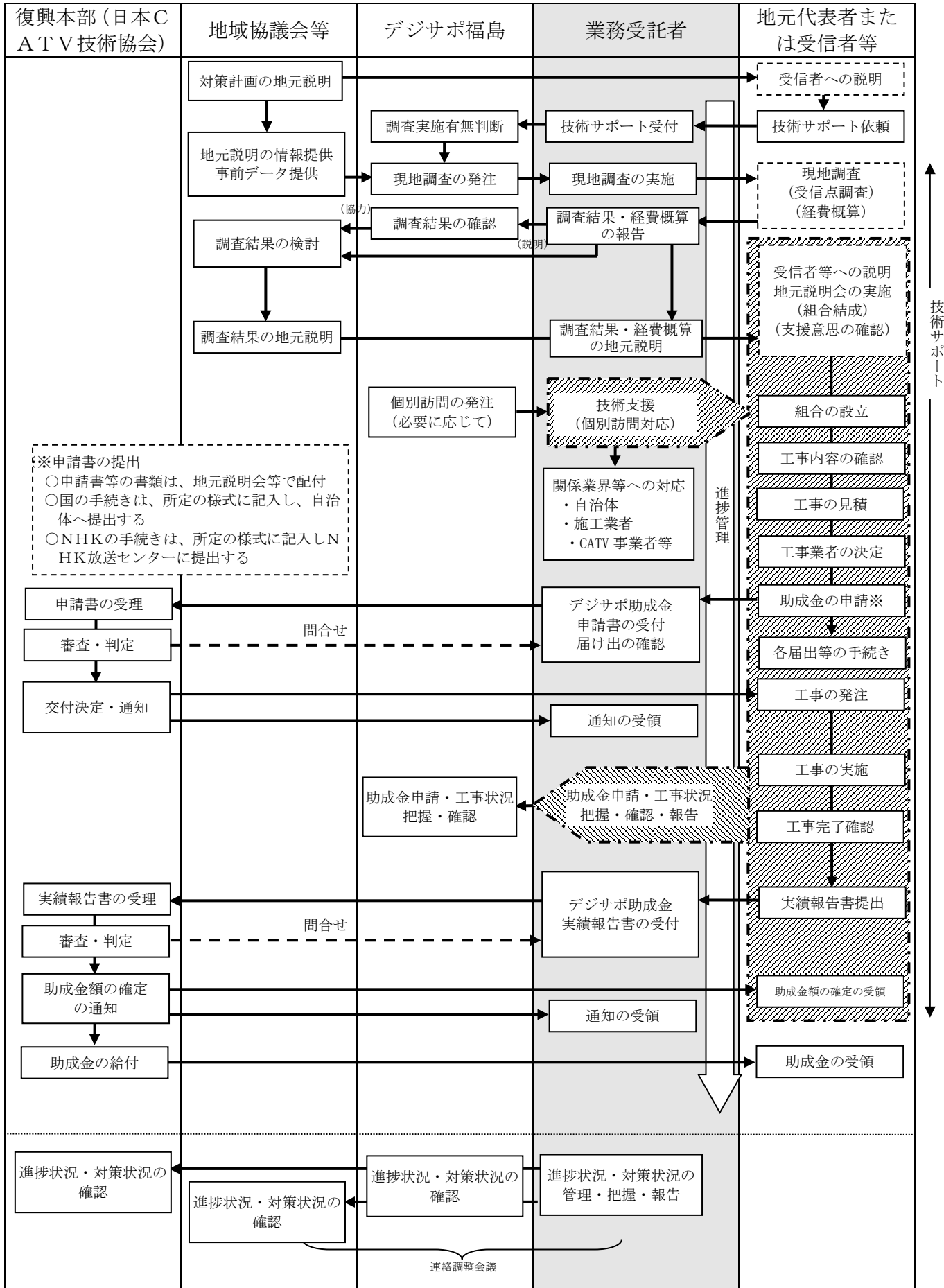
新たな難視地域等への受信対策支援業務の流れ（代表例）



高性能等アンテナ対策の実施支援フロー

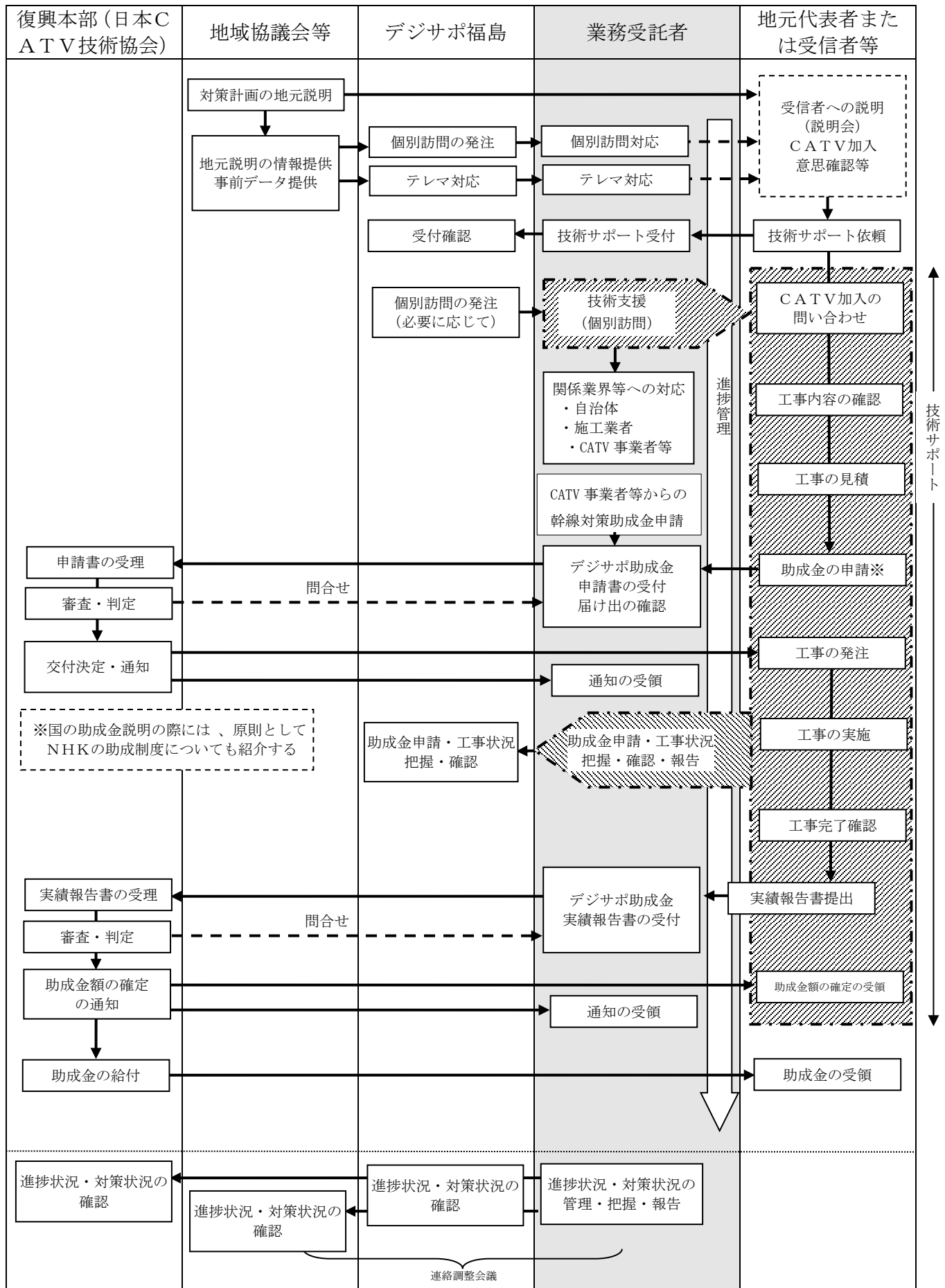


※フロー中の斜線網掛け部分は主に技術支援に関わる部分



※フロー中の斜線網掛け部分は主に技術支援に関わる部分

CATV加入対策における実施支援フロー



※フロー中の斜線網掛け部分は主に技術支援に関わる部分

新たな難視地区からの電話相談のフロー

